

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和6年4月1日）

項目				建設局版	企業庁版	頁
編	章	節	項 枝番			
表紙				— 愛知県 <b>建設局</b>	土木工事標準仕様書 第2編から第10編、第12編、土木工事施工管理基準及び写真管理基準については、愛知県建設局を準用していません。 愛知県 <b>企業庁</b>	—
1	1-	1-	1	1.適用工事 愛知県 <b>建設局・都市・交通局</b> 愛知県公共工事請負契約約款	愛知県 <b>企業庁</b> 愛知県 <b>企業庁</b> 公共工事請負契約約款	1-1
				2.標準仕様書の適用 愛知県 <b>建設局土木</b> 工事監督要領 愛知県 <b>建設局建設</b> 工事検査要領	愛知県 <b>企業庁</b> 工事監督要領 愛知県 <b>企業庁</b> 工事検査要領	
1	1-	1-	2	4.総括監督員 <b>建設局長又は都市・交通局長</b>	<b>企業庁長</b>	1-2
				43.情報共有システム 「愛知県情報共有運用ガイドライン」	「愛知県情報共有運用ガイドライン」 <b>及び</b> 「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」	
1	1-	1-	3	2.設計図書の照査 愛知県 <b>建設局</b> 「 <b>9 設計図書の照査について</b> 」 <b>照査要領(案)</b>	愛知県 <b>企業庁</b> 「 <b>6 設計図書の照査について</b> 」 <b>設計図書の照査チェックリスト</b>	1-5
				5.「設計・施工条件確認会議」の開催 「 <b>土木工事</b> 「設計・施工条件確認会議」 <b>実施</b> 要領」	「設計・施工条件確認会議」 <b>試行</b> 要領	
1	1-	1-	6	2.施工計画書の記載事項 <b>単価契約工事</b> 緊急維持工事について、協定を締結した業者は、一般事項として、(3)、(8)、(9)を記載した施工計画書を年度当初に担当者へ提出すること。	<b>樹木剪定や草刈り等の主に役務を提供する工事（保全工事等）</b> —	1-6
1	1-	1-	11	2.工事下請届 愛知県公共工事請負契約約款	愛知県 <b>企業庁</b> 公共工事請負契約約款	1-9
1	1-	1-	16	16.設計図書の変更 「 <b>愛知県建設局・都市・交通局設計変更事務取扱要領</b> 」	—	1-11

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和6年4月1日）

項目				建設局版	企業庁版	頁	
編	章	節	条 項 枝番				
1	1-	1-	25	1.	1. <b>工事完了届</b> の提出 工事 <b>完了届</b> を監督員を通じて	1. <b>完了通知</b> の提出 <b>完了通知</b> を監督員を通じて	1-21
				2.	2. 工事完了検査の要件 <b>工事完了届</b> を監督員に提出	<b>完了通知</b> を監督員に提出	1-21
1	1-	1-	29	9.	施工管理 最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」に基づく	最新版の「愛知県情報共有運用ガイドライン」及び「愛知県企業庁発注工事における情報共有システム運用の手引き(案)」に基づく	1-24
1	1-	1-	36		36. 事故報告書		1-29
					本庁事業課	本庁 <b>主務課</b>	
					<b>建設</b> 総務課に報告	<b>管理部</b> 総務課に報告	
1	1-	1-	50	1.	1. 一般事項 条件変更確認請求通知に記載	工事打合簿(条件変更確認請求通知)に記載	1-44
				2.	2. 天災等 条件変更確認請求通知に記載	工事打合簿(条件変更確認請求通知)に記載	1-44
			51	2.	2. 現場責任者 愛知県公共工事請負契約約款	愛知県 <b>企業庁</b> 公共工事請負契約約款	1-44
				3.	3. 技術者の専任制 愛知県 <b>建設局・都市・交通局・建築局</b> 低入札価格調査等実施要領	愛知県 <b>企業庁</b> 低入札価格調査等実施要領	1-45
1	1-	1-	57	5.	5. ICT活用工事 -	【追記】 なお、実施要領において、「建設局」は「企業庁」に、「建設事務所」は「事務所」に、「建設企画課 土木技術G」は「総務課 技術管理・工事検査G」に読み替える。  また、工事名の末尾に（ICT活用工事）という明示は行わず、特記仕様書に明示する。	1-48 1-49
				6.	6. 建設現場の遠隔臨場 愛知県	愛知県 <b>企業庁</b>	1-49

工事標準仕様書の建設局版と企業庁版の相違点（令和6年4月1日）

項目				建設局版	企業庁版	頁
編	章	節	条 項 枝番			
11	1-	1-	1	1.適用規定（1） 愛知県 <b>建設部</b>	愛知県 <b>企業庁</b>	11-1
11	1-	1-	3	3.適用規定（3） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。	水道工事の電気設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。	11-1
11	1-	1-	4	- -	4.適用規定（4） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。	11-1
11	2-	1-	1	1.適用規定（1） 愛知県 <b>建設部</b>	愛知県 <b>企業庁</b>	11-2
11	2-	1-	3	3.適用規定（3） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。	水道工事の機械設備工事については、別に定める「工事標準仕様書【追録】」に基づくものとする。	11-2
11	2-	1-	4	- -	4.適用規定（4） 本章に定めがない事項については、第1編総則編、第2編材料編、第3編工事共通編の規定によるものとするが、これによりがたい場合は、監督員と協議を行うものとする。	11-2